

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和3年12月15日付けで行った公文書不開示決定について、別表に記載した情報を不開示としたことは妥当とはいえ、取り消したうえで部分開示決定すべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年10月25日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇年〇月〇日〇曜日に行われた〇〇〇〇〇での〇〇党公認の〇〇〇〇〇さんの選挙活動に関する警察が保有する記録の全て」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、令和3年12月15日付けで、条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するとして、全部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年12月23日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和4年5月13日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和4年6月7日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示することを求める。

(2) 審査請求の理由

○年○月○日○曜日、○○○○○さんの○○○○○○○○○の前の選挙活動の全ての記録が条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するというのは条例第1条を無視した行為になる。

テロや警戒警備を理由にした条例の無視は許されない。総理官邸でも真上からの警備の位置が分かる映像以外の外観撮影は一切規制がない。テロや警備を理由にして全ての情報を不開示にするのは問題がある。

(3) 反論書の趣旨

条例第10条第3号及び第5号柱書きの不開示情報に該当することを処分庁は主張しているが、条例第1条を無視していると言わざるを得ない。

要人警護やテロ計画を理由として全ての情報を不開示としているが、対象となる活動は単なる衆議院選挙活動で、公にされている活動であり、全てを秘密にするような活動ではない。

本件処分では何が公開でき何が公開できないのかすら明らかにしておらず、処分庁は県民に説明する責務を怠っていると言わざるを得ない。本件処分を取り消し、開示できる資料や開示できる部分は開示していただきたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、○○○○○さんの選挙活動が行われた際の記録を求めているが、これに係る公文書を開示することにより結果として特定の要人を含む警戒警備の実施に関する情報が明らかになってしまうため、本件処分に至ったものである。

ところで、条例第10条は公文書の開示義務を定めているが、同条各号に該当する情報が含まれている場合は、これを除外することとしている。

本件で開示請求がなされた特定の要人を含む警戒警備の実施に関する情報は、これを公にすることにより、警備態勢や警察の対処能力等が明らかとなり、警備の対象となり得る者に対して、テロ等の違法行為を企図しようとする者又は集団がこれに応じた措置をとるなどにより、警戒警備の実施に支障を及ぼすおそれがあるほか、これらの情報は、当該警戒警備の終了後であっても、テロ等の違法行為を企図しようとする者又は集団が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警戒警備の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、テロ等の違法行為を企図しようとする者又は集団が、違法行為の敢行や違法行為に至らないまでも、警戒警備を妨害する等、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第3号及び第5号柱書き不開示情報に該当する。

以上のとおり、処分庁の本件処分は適正に行われたものであり、審査請求人の主張は否認する。

なお、審査請求人は条例第1条に違反している旨主張しているが、本件処分は条例を適正に適用して行われたものであり、条例第1条の立法趣旨に反するものではない。

5 審査会の判断

(1) 対象文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇〇〇〇で行われた選挙活動に対する警備の実施計画に関する文書及び当該実施計画に対する実施結果に関する文書並びに〇〇〇〇〇で行われた選挙活動を含む一連の警備の実施計画に関する文書及び当該実施計画に対する実施結果に関する文書を公文書として特定した。当審査会において、実施機関が特定した公文書を見分したところ、11枚で構成されている警備の実施計画に関する文書（以下「本件対象文書1」という。）、本件対象文書1に対する実施結果に関する文書（以下「本件対象文書2」という。）、8枚で構成されている警備の実施計画に関する文書（以下「本件対象文書3」という。）、本件対象文書3に対する実施結果に関する文書（以下「本件対象文書4」という。）、3枚で構成されている警備の実施計画に関する文書（以下「本件対象文書5」という。）

及び本件対象文書5に対する警備の実施結果に関する文書（以下「本件対象文書6」という。）であり、当該警備に係る複数の所属が作成していることが認められた。

(2) 不開示情報該当性について

条例第10条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。これは、開示請求に対する実施機関の開示義務を定めた規定であり、実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

本件において、実施機関は、本件対象文書1ないし本件対象文書6に記載されている全ての情報が条例第10条第3号及び第5号柱書きに該当するとして本件処分を行っている。そこで、以下、本件対象文書1ないし本件対象文書6が条例第10条第3号および第5号柱書きで定められた不開示情報に該当するか否か検討するとともに、その他の不開示情報に該当するか否かについても、検討する。

ア 条例第10条第3号及び第5号柱書き該当性について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

当審査会において、本件対象文書1ないし本件対象文書6を見分し、各情報について個別に検討したところ、警察が警備を行うにあたり、どのような体制で、どのように警備を行うか等について具体的な内容が記載されている情報（以下「警備情報」という。）を部分的に含んでいることを確認できた。これらの警備情報は、公にすることにより、テロ等の不法行為の敢行を容易にするおそれがある情報であると認められる。

したがって、警備情報は、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当す

る。

なお、警備情報は、上記のとおり条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、実施機関が主張する条例第10条第5号柱書きの不開示情報に該当するか否かについては判断するまでもない。

次に、警備情報を除いた他の情報について、実施機関が主張する条例第10条第5号柱書きの不開示情報に該当するか否かを検討する。条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。

実施機関は、テロ等の違法行為を企図しようとする者又は集団が、違法行為の敢行や違法行為に至らないまでも、警戒警備を妨害する等、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。しかし、警備情報を除いた他の情報については、これを公にしても、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

したがって、警備情報を除いた他の情報は、条例第10条第5号柱書きに規定する不開示情報に該当しない。

イ 条例第10条第1号該当性について

当審査会において、上記アで不開示情報と判断した情報を除く他の情報について見分したところ、本件対象文書1の1枚目、本件対象文書2の1枚目、本件対象文書3の1枚目、本件対象文書4の1枚目、本件対象文書5の1枚目及び本件対象文書6の1枚目には警察職員の印影が押印されており、当該印影については、個人の姓が表記された認印の印影であることが認められる。加えて、本件対象文書3の1枚目及び本件対象文書4の1枚目には当該文書を起案した警察職員の氏名が記載されていることが認められる。

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定するものの、同号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

これを本件についてみるに、警察職員の氏名（印影を含む。以下同じ。）は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第10条第1号本文に該当する。そこで、さらに同号ただし書イ該当性について検討すると、警察職員の氏名のうち、警部補以下及び警部補相当職以下の職員の氏名については、埼玉県職員録においても、新聞の人事異動情報においても公表されていないから、法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされている情報とはいえないし、公にすることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イに該当しない。また、警察職員の氏名は同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。

したがって、本件対象文書1の1枚目、本件対象文書2の1枚目、本件対象文書3の1枚目、本件対象文書4の1枚目、本件対象文書5の1枚目及び本件対象文書6の1枚目に記載されている警部補以下及び警部補相当職以下の警察職員の印影並びに本件対象文書3の1枚目及び本件対象文書4の1枚目に記載されている警部補以下及び警部補相当職以下の警察職員の氏名は、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

ウ 小括

以上のことから、上記ア及びイで不開示情報と判断した情報を不開示とすることは妥当であるが、その余の別表に記載した情報については、不開示情報に該当せず、開示すべきである。

(4) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するもの

ではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------|-------------------------------|
| 令和4年 5月13日 | 諮問(諮問第331号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理 |
| 令和4年 6月 7日 | 諮問庁から意見聴取及び審議(第三部会第165回審査会) |
| 令和4年 7月12日 | 審議(第三部会第166回審査会) |
| 令和4年 9月13日 | 審議(第三部会第167回審査会) |
| 令和4年10月11日 | 審議(第三部会第168回審査会) |
| 令和4年11月15日 | 審議(第三部会第169回審査会) |
| 令和4年12月20日 | 審議(第三部会第170回審査会) |
| 令和5年 1月17日 | 審議(第三部会第171回審査会) |
| 令和5年 2月21日 | 審議(第三部会第172回審査会) |
| 令和5年 3月 6日 | 答申 |

別表

| 本件対象文書 | | 開示すべき箇所 |
|----------|------|---|
| 本件対象文書 1 | 1 枚目 | 左側の表の上段の決裁欄のうち、警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く全て |
| | | 表題 |
| | | 左側の表のうち、5 段目 3 列目を除く全て |
| | | 右側の表全て |
| | 2 枚目 | 左側の表のうち、1 段目から 7 段目までの 1 列目 |
| | | 左側の表のうち、9 段目 1 列目 |
| | | 左側の表のうち、1 0 段目 1 列目 |
| | | 左側の表のうち、1 1 段目 1 列目 |
| | | 左側の表のうち、1 2 段目から 1 3 段目までの 1 列目 |
| | | 左側の表のうち、1 2 段目 2 列目 |
| | | 左側の表のうち、1 3 段目 2 列目 |
| | | 右側の表のうち、1 段目から 5 段目までの 1 列目 |
| | | 右側の表のうち、1 段目 2 列目 |
| | | 右側の表のうち、2 段目 2 列目 |
| | | 右側の表のうち、3 段目 2 列目 |
| | | 右側の表のうち、4 段目 2 列目 |
| | 3 枚目 | 表題 |
| | | 方位記号 |
| | 4 枚目 | 表題の 1 文字目から 9 文字目まで |
| | | 方位記号 |

| | | |
|----------|---------------------|--|
| | 5 枚目 | 表題の 1 文字目から 9 文字目まで |
| | | 方位記号 |
| | 6 枚目 | 表題の 1 文字目から 6 文字目まで |
| | 7 枚目 | 表題の 1 文字目から 7 文字目まで |
| | 8 枚目 | 表題の 1 文字目から 7 文字目まで |
| | 9 枚目 | 表題の 1 文字目から 7 文字目まで |
| | 10 枚目 | 表題 |
| | | 方位記号 |
| 11 枚目 | 表題の 1 文字目から 5 文字目まで | |
| | 方位記号 | |
| 本件対象文書 2 | 1 枚目 | 表の上段の決裁欄のうち、警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く全て |
| | | 表の上段の決裁欄右側の欄 |
| | | 表題 |
| | | 表のうち、1 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、1 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、2 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、2 段目 2 列目の 1 文字目から 13 文字目まで |
| | | 表のうち、3 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、3 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、4 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、4 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、5 段目 1 列目 |

| | | |
|---------|-----|---|
| | | 表のうち、6段目1列目 |
| | | 表のうち、6段目2列目 |
| | | 表のうち、6段目5列目 |
| | | 表のうち、7段目2列目 |
| | | 表のうち、7段目5列目 |
| | | 表のうち、8段目1列目 |
| | | 表のうち、9段目1列目 |
| 本件対象文書3 | 1枚目 | 表の上段左側の記述 |
| | | 表題 |
| | | 表のうち、1段目1列目 |
| | | 表のうち、1段目3列目 |
| | | 表のうち、1段目4列目 |
| | | 表のうち、2段目1列目 |
| | | 表のうち、2段目2列目 |
| | | 表のうち、2段目3列目 |
| | | 表のうち、2段目4列目 |
| | | 表のうち、3段目1列目 |
| | | 表のうち、3段目2列目 |
| | | 表のうち、3段目3列目 |
| | | 表のうち、3段目4列目 |
| | | 表のうち、4段目1列目 |
| | | 表のうち、4段目2列目の1文字目から3文字目まで、6文字目から13文字目まで及び17文字目（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |

| | | |
|--------------|-----|---------------------------------------|
| | | 表のうち、5段目1列目 |
| | | 表のうち、5段目2列目 |
| | | 表のうち、6段目1列目 |
| | | 表のうち、7段目1列目（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |
| | | 表のうち、8段目1列目 |
| | | 表のうち、8段目2列目 |
| | | 表の下段の1行目 |
| | 2枚目 | 表のうち、1段目1列目 |
| | | 表のうち、1段目2列目 |
| | | 表のうち、2段目1列目 |
| | | 表のうち、2段目2列目の1行目から2行目まで |
| | | 表のうち、3段目1列目 |
| | | 表のうち、3段目2列目 |
| | | 表のうち、4段目1列目 |
| | | 表のうち、4段目2列目 |
| | | 表のうち、4段目3列目 |
| | | 表のうち、4段目4列目 |
| | | 表のうち、5段目1列目 |
| | | 表のうち、6段目1列目 |
| | | 表のうち、9段目1列目 |
| 表のうち、10段目1列目 | | |
| 表のうち、11段目1列目 | | |

| | | |
|----------|---|--|
| | | 表のうち、1 2 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、1 2 段目 2 列目の 1 行目から 3 行目まで、4 行目 1 文字目、4 行目 9 文字目から 2 1 文字目まで及び 5 行目 1 文字目 |
| | | 表のうち、1 3 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、1 3 段目 2 列目の 1 行目 1 文字目、2 行目、3 行目 1 文字目、6 行目 1 文字目、7 行目 1 文字目、8 行目から 1 0 行目まで、1 1 行目 1 文字目及び 1 2 行目 1 文字目 |
| | 3 枚目 | 表の上段の 1 行目、2 行目 1 文字目、2 行目 8 文字目から 1 2 文字目まで及び 3 行目 |
| | 4 枚目 | 表の上段の 1 行目、2 行目 1 文字目、2 行目 8 文字目から 1 4 文字目まで及び 3 行目 |
| 5 枚目 | 表の上段の 1 行目、2 行目 1 文字目、2 行目 8 文字目から 1 2 文字目まで及び 3 行目 | |
| 本件対象文書 4 | 1 枚目 | 表の上段左側の記述 |
| | | 表題 |
| | | 表のうち、1 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、1 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、1 段目 3 列目 |
| | | 表のうち、1 段目 4 列目 |
| | | 表のうち、1 段目 5 列目 |
| | | 表のうち、1 段目 6 列目 |
| | | 表のうち、2 段目 1 列目（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |

| | | |
|--|--|---------------------------------------|
| | | 表のうち、2段目2列目（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |
| | | 表のうち、2段目3列目（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |
| | | 表のうち、2段目4列目（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |
| | | 表のうち、2段目5列目（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |
| | | 表のうち、2段目6列目（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |
| | | 表のうち、1段目から2段目の7列目の1行目 |
| | | 表のうち、3段目1列目 |
| | | 表のうち、3段目2列目 |
| | | 表のうち、4段目1列目 |
| | | 表のうち、4段目2列目 |
| | | 表のうち、5段目1列目 |
| | | 表のうち、5段目2列目 |
| | | 表のうち、6段目1列目 |
| | | 表のうち、7段目1列目 |
| | | 表のうち、8段目から22段目までの1列目 |
| | | 表のうち、13段目2列目 |
| | | 表のうち、15段目2列目 |
| | | 表のうち、16段目2列目 |
| | | 表のうち、17段目2列目 |

| | | |
|----------------|------|--|
| | | 表のうち、2 1 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、2 2 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、2 2 段目 4 列目 |
| | | 表のうち、2 3 段目 1 列目 |
| | | 表の下段の 1 行目から 3 行目まで |
| 本件対象文書 5 | 1 枚目 | 表の上段の決裁欄のうち、警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く全て |
| | | 表の上段右側の記述（警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影を除く） |
| | | 表題 |
| | | 表のうち、1 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、1 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、2 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、2 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、3 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、4 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、4 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、5 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、5 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、6 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、6 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、7 段目 1 列目 |
| 表のうち、7 段目 2 列目 | | |
| 表のうち、7 段目 4 列目 | | |

| | | |
|---------|-----|---|
| | | 表のうち、8段目から9段目までの1列目 |
| | | 表のうち、8段目2列目 |
| | | 表のうち、8段目3列目 |
| | | 表のうち、8段目4列目 |
| | | 表のうち、9段目2列目 |
| | | 表のうち、9段目3列目 |
| | | 表のうち、9段目4列目 |
| | | 表のうち、10段目1列目 |
| | | 表のうち、10段目2列目の1行目1文字目、2行目1文字目及び4行目1文字目 |
| | | 表のうち、11段目1列目 |
| | | 表のうち、12段目1列目 |
| | | 表のうち、13段目1列目 |
| | | 表のうち、14段目1列目 |
| | | 表のうち、15段目1列目 |
| | | 表のうち、16段目1列目 |
| | | 表のうち、16行目2列目の1行目1文字目、2行目1文字目、3行目1文字目、4行目1文字目、5行目1文字目、7行目、9行目1文字目、10行目1文字目及び13行目1文字目 |
| | | 2枚目 |
| | 3枚目 | 表題の1文字目から7文字目まで |
| | | 方位記号 |
| 本件対象文書6 | 1枚目 | 表の上段の決裁欄のうち、警部補以下及び警部補相当職以 |

| | |
|--|---------------------------|
| | 下の職員の印影を除く全て |
| | 表の上段右側の記述 |
| | 表題 |
| | 表のうち、1段目1列目 |
| | 表のうち、1段目2列目 |
| | 表のうち、2段目1列目 |
| | 表のうち、2段目2列目の1文字目から13文字目まで |
| | 表のうち、3段目1列目 |
| | 表のうち、3段目2列目 |
| | 表のうち、4段目1列目 |
| | 表のうち、5段目1列目 |
| | 表のうち、5段目2列目 |
| | 表のうち、6段目1列目 |
| | 表のうち、7段目1列目 |
| | 表のうち、7段目2列目 |
| | 表のうち、8段目1列目 |
| | 表のうち、8段目2列目 |
| | 表のうち、9段目1列目 |
| | 表のうち、10段目1列目 |
| | 表のうち、10段目2列目 |
| | 表のうち、10段目3列目 |
| | 表のうち、11段目3列目 |
| | 表のうち、12段目1列目 |

| | |
|--|------------------|
| | 表のうち、1 2 段目 2 列目 |
| | 表のうち、1 2 段目 3 列目 |
| | 表のうち、1 3 段目 1 列目 |
| | 表のうち、1 3 段目 2 列目 |
| | 表のうち、1 3 段目 3 列目 |
| | 表のうち、1 4 段目 1 列目 |
| | 表のうち、1 4 段目 2 列目 |
| | 表のうち、1 4 段目 3 列目 |
| | 表のうち、1 5 段目 1 列目 |
| | 表のうち、1 5 段目 2 列目 |
| | 表のうち、1 5 段目 3 列目 |
| | 表のうち、1 6 段目 1 列目 |
| | 表のうち、1 6 段目 2 列目 |
| | 表のうち、1 6 段目 3 列目 |
| | 表のうち、1 7 段目 3 列目 |
| | 表のうち、1 8 段目 1 列目 |
| | 表のうち、1 8 段目 3 列目 |
| | 表のうち、1 9 段目 1 列目 |
| | 表のうち、1 9 段目 2 列目 |
| | 表のうち、1 9 段目 3 列目 |
| | 表のうち、2 0 段目 1 列目 |
| | 表のうち、2 0 段目 2 列目 |
| | 表のうち、2 0 段目 3 列目 |

| | | |
|--|--|------------------|
| | | 表のうち、2 1 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、2 1 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、2 1 段目 3 列目 |
| | | 表のうち、2 2 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、2 2 段目 2 列目 |
| | | 表のうち、2 2 段目 3 列目 |
| | | 表のうち、2 3 段目 1 列目 |
| | | 表のうち、2 3 段目 2 列目 |

※ 注意点

1 表の定義

水平方向のまとまりを「段」、垂直方向のまとまりを「列」とする。

2 文字の数え方

ア 「、」、「（」、「）」、「○」、「◎」、「※」は、1文字と数える。

イ 数字は、桁ごとにそれぞれ1文字と数える。

ウ 文字及び行のスペースは数えない。

エ 行の文字数は、全て左から数える。